

平成 26 年 3 月 24 日

§ 消費税増税に伴う健康診断の料金改定について §

消費税法の改正に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から消費税が 5%から 8%に引き上げられます。これに伴い、平成 26 年 4 月から当院における健康診断の料金を、以下のとおり改定します。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

《健康診断料金》

項 目	金 額(変更後) 平成 26 年 4 月～
定期健康診断 1 (35 歳未満)	4200 円 (税別)
定期健康診断 2	6000 円 (税別)
定期健康診断 3 (35 歳以上または雇い入れ時)	8000 円 (税別)
成人病健診	9000 円 (税別)